

復 本 第 2 8 4 号
4 文 科 振 第 1 2 3 1 号
厚生労働省発産情 0224 第 8 号
4 地 第 2 6 2 号
2 0 2 3 0 2 2 2 福 第 1 号
環 政 総 発 第 2 3 0 2 2 4 3 号
令 和 5 年 2 月 2 4 日

総合科学技術・イノベーション会議 議長 岸田 文雄 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

環 境 大 臣 西村 明宏

福島国際研究教育機構の中期目標（案）について（諮問）

上記について、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 112 条第 4 項の規定に基づき、別添「中期目標（案）」のとおり決定することについて意見を求める。

【案】

福島国際研究教育機構が達成すべき
研究開発等業務についての運営に関する目標
(中期目標)

令和5年4月X日

復興庁

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

環境省

目 次

政策体系における法人の位置付け及び役割.....	1
I. 中期目標の期間.....	2
II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項.....	2
1. 研究開発に関する事項.....	3
(i) 研究開発.....	3
(1) ロボット.....	3
(2) 農林水産業.....	4
(3) エネルギー.....	4
(4) 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用.....	4
(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信.....	4
(ii) 研究開発環境の整備.....	5
(iii) 研究開発に係る情報収集等.....	5
2. 産業化に関する事項.....	5
3. 人材育成・確保に関する事項.....	6
(i) 人材育成.....	6
(ii) 人材確保.....	6
III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項.....	6
1. 大学や他の研究機関等との連携.....	6
2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立.....	6
3. 経費等の合理化・効率化.....	7
IV. 財務内容の改善に関する事項.....	7
V. その他研究開発等業務の運営に関する重要事項.....	7
1. 施設及び設備に関する事項.....	7
2. 人事に関する事項.....	7
3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する事項.....	7
4. 規制緩和に向けた取組に関する事項.....	7
5. 情報システムの整備及び管理に関する事項.....	7

政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人設立の背景>

我が国は、バブル経済崩壊後、様々な改革を行い、経済再生に取り組んできたが、グローバルな競争環境等が激変する中で、30 有余年にわたる長期停滞から脱することができずにいる。この停滞を今こそ打破し、イノベーションを軸とした思い切った成長政策を通じて経済成長を実現する必要があり、大変革を進めていかなばならない。

国は、デジタル改革、グリーン成長戦略やイノベーションの創出等において、現在我が国の長年の課題解決に向けた変革を起こすべく政策を推進している。我が国が国際競争で再び優位性を発揮するためには、こうした政策を総動員するとともに、規制緩和など新たな取組にも積極的にチャレンジしながら、大胆な発想で取組を推進し、地位の顕著な低下が指摘される科学技術力を、可能な限り短期間のうちに再び世界トップレベルに引き上げ、日本再生の原動力としていく必要がある。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、1000 年に一度と言われた地震・津波とこれに起因する原子力災害により、日本経済及び国民生活に甚大な被害を及ぼした、我が国にとって未曾有の国難であった。これを克服するため、国は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）を定め、国の総力を挙げて復興の推進と活力ある日本の再生に取り組んできた。

これまでに、岩手・宮城を中心とする東日本大震災の地震・津波被災地域については、復興まちづくり等が概ね完了し、復興の総仕上げの段階に入った。一方、原子力災害の被害を最も大きく受けた福島においては、産業の担い手不足や広大な面積の未利用・未活用地など引き続き多くの課題が残されているが、特定復興再生拠点区域をはじめ、生活環境を整えつつ、段階的な避難指示解除が進むなど、これから復興・再生が本格的に始まる時期となる。

また、福島では、これまで、福島イノベーション・コースト構想の推進により、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、これからのイノベーションの起点となる施設が整備され、技術の蓄積が始まっている。

さらに、廃炉や放射性物質による汚染など中長期的な挑戦が不可欠な課題が山積しており、これらを科学技術・イノベーションにより解決するとともに、さらに強みとなる領域を開拓し、発信・普及していくことを通して、日本そして世界の中長期の課題解決にも貢献することができる。

このような背景から、「福島国際研究教育機構基本構想」（令和 4 年 3 月 29 日 復興推進会議決定）において、福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、司令塔となる中核的な拠点として、福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速させていくこととし、令和 4 年 5 月には、機構の設立を盛り込んだ福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 54 号）が可決・成立した。

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 90 条第 1 項に基づき定められた「新産業創出等研究開発基本計画」（令和 4 年 8 月 26 日 内閣総理大臣決定）

においては、原子力災害の被害を最も大きく受けた福島において、機構が中核となっていく取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していくこととしている。

法第 109 条第 1 項の規定により、機構は「新産業創出等研究開発協議会」を組織し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、福島に既に立地している研究施設等の取組に横串を刺す司令塔としての調整機能を最大限に発揮することとしている。

また、令和 4 年 12 月 27 日の復興推進会議において、復興庁の設置期間終了後も見据えた長期・安定的な司令塔機能として、本会議の下に、内閣官房長官を議長とする「福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議」を開催することを決定した。

<法人の位置付け及び役割>

機構の取組は、機構の本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものでなければならない。そのために、機構は、国及び福島県・市町村並びに大学その他の研究機関、企業、関係機関等と連携して、機構設置の効果が広域的に波及し、地域の復興・再生に裨益するよう取組を進めるものとする。同時に、機構の効果は地域の垣根を越えて波及し、オールジャパンでのイノベーションの創出、科学技術力・産業競争力の強化、経済成長、さらには国民生活の向上に貢献することが期待される。

これらの使命を全うすべく、機構は、省庁の縦割りを排した総合的かつ安定的な支援体制や理事長の明確なビジョンと強いリーダーシップの下で、福島の優位性を発揮できる、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の 5 分野を基本とした研究開発に取り組むとともに、研究開発成果の産業化・社会実装や人材育成・確保等についても、その主要な業務として行うものとする。さらに、機構は、福島に既に立地している研究施設等の取組について横串を刺す調整機能を持った司令塔としての役割を持つものとする。

なお、第一期となる本中期目標期間においては、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置くこととし、機構の施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗ることが見込まれる第二期中期目標期間（令和 12 年 4 月～令和 19 年 3 月）を見据えながら、第一期にあっても、たゆむことなく復興に貢献できるよう、取組を進めるものとする。

I. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 5 年 4 月～令和 12 年 3 月の 7 年間とする。

II. 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関

する事項

＜施策推進（全体）＞

機構は、福島をはじめ東北の被災地が抱える中長期的な課題への対応を通じて、日本そして世界共通の課題解決に貢献するため、国内外に誇れる研究開発を推進し、その研究開発成果の産業化やこれらを担う人材の育成・確保に取り組む。その際、福島の復興・再生の推進を図る観点から、施設整備前であっても可能な限り県内で活動するとともに、研究開発の特性に応じて、実証フィールド等の活用や県内外の様々な主体との連携を適切に行い、機構設置の効果が広域的に波及するよう取組を進めることに留意する。

上記を前提とした上で、中期目標期間中に機構が実施する研究開発等業務に関する目標は、下記 1. 研究開発に関する事項、2. 産業化に関する事項、3. 人材育成・確保に関する事項に示すとおりであり、その達成のために実施する具体的な取組の内容については、中期計画において定める。

評価に当たっては、以下の項目ごとに別に定める評価軸及び関連指標等を基本として、毎事業年度の終了後に評価を行う。

なお、機構の行う業務のうち、「新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成」、「新産業創出等研究開発協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整」及び「原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動」に係る毎年度の具体的な取組内容については、法第 117 条第 1 項の規定に基づき、助成等業務実施計画において定める。

1. 研究開発に関する事項

(i) 研究開発

研究開発については、持続可能な開発目標（SDG s）等を念頭に、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、その実施において福島の優位性を発揮できる、(1) ロボット、(2) 農林水産業、(3) エネルギー、(4) 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の 5 分野を基本とし、それぞれ以下のとおり取り組む。その際、福島の復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、柔軟に取組を実施する。

また、機構の研究が継続的に成果を出し、産業化や人材育成を進めることができるよう、機構の研究内容については基礎的な研究とそれに基づいた応用的な研究を適切に推進し、併せて分野間の融合を促進し機構ならではの研究が創出されるよう取り組む。

(1) ロボット

福島ロボットテストフィールド等を活用して、廃炉に資する高度な遠隔技術や、災害現場や宇宙などの過酷環境を含めた様々な環境下での使用、情報技術との融合を想定したロボット・ドローンに関する研究開発、さらに、水素を活用してカーボンニュートラルを達成しながら、ドローンをはじめとする次世代空モビリティの高性能化を目指す研究開発に取り組む。また、市場化・産業化を意識した性能評価手法の標準化等に関する検討や普及活動などに取り組

む。

(2) 農林水産業

労働力不足や高度な資源循環の実現といった福島や我が国に共通する課題解決に向け、被災地域のニーズを踏まえた実証研究を進める。さらに、生産現場レベルでの実証を実施することで、短期的にも営農再開等の課題解決に貢献するよう取り組むとともに、更なる発展に向け、異分野と連携した研究開発に取り組む。

このため、農林漁業者や民間企業、大学等の参画の下で、誰もが取り組みやすかつ効率的な営農を可能とするスマート農業技術の実証研究や、農山漁村に賦存する再生可能エネルギーを活用した地産地消型のエネルギーシステムの構築、農林水産資源を用いた新素材・製品の産業化に向けた技術開発等に取り組み、農林水産資源の超省力生産・活用を核とした全国展開可能な地域循環型経済モデルのプロトタイプ構築を目指す。

(3) エネルギー

福島新エネ社会構想の推進を図る観点も踏まえ、再生可能エネルギーや水素を地産地消で面的に最大限活用するネットワークの形成、バイオ統合型グリーンケミカル技術、未利用地等を有効活用した大規模な二酸化炭素吸収に資する植物・藻類等のポテンシャル評価や性能・生産性向上といったネガティブエミッションのコアとなる技術の研究開発等に取り組む。

(4) 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用

放射線及び放射性同位元素（ラジオアイソトープ、RI）の利用に関する基礎基盤研究を軸として、医療分野はもとより、工業・農業を含む多様な分野への成果の応用を見据え、一体的に研究開発を進める。具体的な内容としては、放射線イメージング技術の研究開発や放射化学、宇宙放射線科学等放射線基礎科学の研究、放射線の影響解明に資する基礎基盤研究等の推進を図る。

また、創薬医療分野においては、がん治療への応用をはじめとする放射線の先端的医学利用や先端的な創薬技術開発等に取り組む。具体的な内容としては、標的アイソトープ治療（放射性薬剤をがんに特異的に集積させる治療法）の医薬品等の研究開発に関する先行的な取組が加速されるように実施しながら、新たな RI 医薬品の開発等の RI の医療利用のための研究開発等を行う。

さらに、産業用の超大型 X 線 CT 装置（CT：コンピュータ断層撮影）及び画像処理基盤技術の研究開発を行い、それらによる現物データを利活用する技術に基づき、我が国の新たなものづくりの情報プラットフォームの形成に貢献する。

(5) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信

環境媒体を通じて、放射性物質の環境動態を解明することで、福島を中心とした原子力

災害の影響を受けた地域の環境回復に貢献する。具体的な内容としては、生態系の長期環境トレーシング研究や放射性物質の環境動態評価による物質の動態制御とリスク評価の研究、将来の原子力災害に備えた流域環境管理研究、自然資源への放射性物質の移行抑制に関する研究等環境回復手法の開発並びに国際機関とも連携した情報発信等を行う。

また、原子力災害における被災対応及び復興対応の検証について長期的に記録収集等を行うことにより、原子力災害・大規模複合災害における有効な被災情報伝達に関する研究等に取り組む。

さらに、当該地域の生活環境や、帰還者や移住者、研究人材等が共存する新たなコミュニティ形成に関する実態把握、ハード・ソフトのマネジメントプランの作成・検証や改善施策の提案等を行い、活力ある地域づくりに貢献する。

(ii) 研究開発環境の整備

福島県の優位性を発揮できる5分野の研究開発やそれらを発展させた機構ならではの分野融合研究に必要な施設・設備、実証フィールド等の整備を進め、その外部供用も視野に入れながら、50程度の研究グループによる研究体制を目指して、国内外の優れた研究者や企業等の集積につながるような魅力的な研究開発環境の整備を図る。

(iii) 研究開発に係る情報収集等

研究開発を行うにあたり、福島県の復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展、世界の研究開発の動向等、必要な情報や資料の収集、分析及び提供を行う。

2. 産業化に関する事項

国や地方公共団体等の産業化施策と緊密に連携を図りながら、機構における研究開発の成果を円滑に社会実装へとつなげていくためには、機構と産業界との間で、人材・研究開発・資金の好循環を支える仕組みを構築することが重要である。そのため、産学連携を推進するインセンティブ付与の仕組みや共同研究など県内外の企業が積極的かつ柔軟に機構の活動に参画できる産学連携体制を構築し、産業集積に向けた取組を推進する。また、機構の活動や研究成果等について、国民に向けてわかりやすく広報活動を行うことにより、機構の取組に対する理解の醸成を促す。

加えて、研究成果の価値やその活用を最大化するため、戦略的な知的財産マネジメントや先端技術の事業化経験等を有する専門人材の確保に取り組む。

なお、研究開発の進捗等次第では、機構の研究開発の成果の活用を促進する事業を実施する者（機構発ベンチャー、ベンチャーキャピタル（ファンド含む。）、成果活用等支援法人）に対して出資や人的・技術的援助を行う。

3. 人材育成・確保に関する事項

(i) 人材育成

機構が担う人材育成は、研究開発に係る人材の育成を目的としている。イノベーションを創出し、新たな産業基盤の構築を通じて、福島や東北の創造的復興を実現し、ひいては世界の課題解決を目指すためには、まずは、機構において様々な分野の研究者や技術者を育成し、多くの人材が長期にわたり復興をリードし、技術革新を通じて社会変革を成し遂げていくことが重要である。

そのため、先端的な研究開発の実施に不可欠な研究人材の育成を図る観点から、我が国が強みをもつ研究分野をリードする大学との連携大学院制度等により、機構の研究者による研究指導など、大学院生や大学、高等専門学校等の学生等を対象とした人材育成を進める。あわせて、機構が地域に密着し長期的に発展していくために、小中高校生等が先端的な研究・学術分野に触れる多様な機会を設け、地域の未来を担う若者世代を対象とした連続的な人材育成を進める。

また、企業人材・社会人向けの専門教育やリカレント教育を用意し、研究開発の様々なシーズをビジネスとして事業利用できる人材の育成に取り組む。

(ii) 人材確保

国内外の大学・研究機関等と連携体制を構築し、クロスアポイントメントや組織的な人材交流等を積極的に活用することにより、優れた研究人材の確保を図る。特に、卓越した能力を有する海外の研究者の招へい・集積を求心力として、更なる人材確保の好循環を生み出す。

III. 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項

1. 大学や他の研究機関等との連携

国や地方公共団体等の施策と緊密に連携を図りながら、最先端の研究開発や産業化等の取組の持続的な実施に不可欠な次世代人材の育成・確保だけでなく、共同研究や組織的な人材育成・交流のパートナーとして、福島や全国の大学、教育機関、研究機関、企業等との効果的な広域連携を進める。

2. 効果的・効率的なマネジメント体制の確立

理事長を中心としたトップマネジメントに加え、外部の専門家・有識者からも助言を得ることにより、PDCA サイクルに基づく効果的・効率的な業務管理を行い、組織の肥大化に留意しつつ、戦略的かつ柔軟に研究開発等並びに福島の課題把握及び地域との協働等を進めることができる体制を構築する。

また、我が国が今後優位性を発揮し、世界への貢献が期待される分野への研究資源の配分、経済安全保障の概念も踏まえたセキュリティの実施等について戦略的かつ機動的に判断する。

3. 経費等の合理化・効率化

適正な業務運営確保の観点から、経費の合理化・効率化、調達合理化及び契約の適正化を図る。

また、人件費については、政府の方針を踏まえ、法に基づく国際的に卓越した人材確保の必要といたった機構の特徴に応じて必要な措置を講じる。給与水準については、国民に対する説明責任を果たす観点から、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程（俸給表を含む）及び総人件費を公表する。

IV. 財務内容の改善に関する事項

外部資金の獲得なども段階的・計画的に進めながら、世界水準の研究を実施するために必要な研究資金を確保する。

V. その他研究開発等業務の運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する事項

国が行う機構の当初の施設整備と緊密に連携しながら、その進捗に合わせ、研究機器など設備面における研究開発環境の整備を図る。

実証フィールド等のその他施設については、研究者のニーズに応え、よりよい研究成果が得られるよう、その検討・整備に必要な体制を構築する。

2. 人事に関する事項

若手や女性などの多様な人材の確保を図るとともに、成果や能力に応じた柔軟な給与水準等を設定する。

3. 認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に関する事項

シンポジウムやセミナー等の開催を通じた情報発信や機構の取組に関する広報活動、地元から海外までを俯瞰した戦略的なアウトリーチ活動等を積極的に行うことにより、機構の認知度の向上や多様なパートナーシップの構築に努める。

4. 規制緩和に向けた取組に関する事項

福島において他の地域ではできない実証等を可能とするため、研究開発の進捗に応じて、実地に即した規制緩和に向けた検討を進める。

5. 情報システムの整備及び管理に関する事項

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

(案)

(別紙) 評価軸及び関連指標

中期目標の項目	研究領域等	評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
Ⅱ．新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項			
1．研究開発に関する事項 (i) 研究開発	(1) ロボット	○ロボット分野に係る研究開発において、福島における新たな産業創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に資する観点からの立案・検討・マネジメントを適切に進められているか。 ○実証フィールド等の活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題を解決するための研究開発成果を創出できているか。	<評価指標> (成果指標) ○ロボット分野に係る研究開発成果の内容 (マネジメント指標) ○研究テーマの設定・継続の適切性 ○進捗管理の状況 <モニタリング指標> ○県内外の外部機関との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
	(2) 農林水産業	○農林水産業分野に係る研究開発において、福島における新たな産業創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に	<評価指標> (成果指標) ○農林水産業分野に係る研究開発成

(案)

		資する観点からの立案・検討・マネジメントを適切に進められているか。 ○実証フィールド等の活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題を解決するための研究開発成果を創出できているか。	果の内容 (マネジメント指標) ○研究テーマの設定・継続の適切性 ○進捗管理の状況 <モニタリング指標> ○県内外の外部機関との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
	(3) エネルギー	○エネルギー分野に係る研究開発において、福島における新たな産業創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に資する観点からの立案・検討・マネジメントを適切に進められているか。 ○実証フィールド等の活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題を解決するための研究開発成果を創出できているか。	<評価指標> (成果指標) ○エネルギー分野に係る研究開発成果の内容 (マネジメント指標) ○研究テーマの設定・継続の適切性 ○進捗管理の状況 <モニタリング指標> ○県内外の外部機関との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況

(案)

	(４) 放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用	○放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用に係る研究開発において、福島における新たな産業創出及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に資する観点からの立案・検討・マネジメントを適切に進められているか。 ○実証フィールド等の活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題を解決するための研究開発成果を創出できているか。	＜評価指標＞ (成果指標) ○放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用分野に係る研究開発成果の内容 (マネジメント指標) ○研究テーマの設定・継続の適切性 ○進捗管理の状況 ＜モニタリング指標＞ ○県内外の外部機関との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
	(５) 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信	○原子力災害に関するデータや知見の集積・発信に係る研究開発において、研究テーマの立案・検討・マネジメントを適切に進められているか。 ○実証フィールド等の活用など福島における優位性を生かし、福島をはじめ東北の被災地、ひいては日本や世界の課題を解決するための研究開発成果を創出できているか。	＜評価指標＞ (成果指標) ○原子力災害に関するデータや知見の集積・発信に係る研究開発成果の内容 (マネジメント指標) ○研究テーマの設定・継続の適切性 ○進捗管理の状況

(案)

			<モニタリング指標> ○県内外の外部機関との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
(ii) 研究開発環境の整備		○外部供用も視野に入れた魅力的な研究開発環境を整備できているか。 ○50 程度の研究グループによる研究体制を整備できているか。	<評価指標> ○研究機器等の整備状況 ○研究開発体制・研究支援体制の整備状況 <モニタリング指標> ○研究グループの数
(iii) 研究開発に係る情報収集等		○福島復興・再生に貢献する研究開発のニーズや国内外の技術開発の動向等に係る情報収集の結果を研究テーマの設定にフィードバックができているか。	<評価指標> ○情報収集結果の研究テーマ設定へのフィードバックの状況 <モニタリング指標> ○福島復興・再生に貢献する研究開発のニーズや科学技術の進展、世界の研究開発の動向に係る情報収集の状況
2. 産業化に関する事項		○福島復興再生及び我が国の産業競争力の強化に資する産業化に向けた取組が進められているか。 ○研究開発成果のわかりやすい普及及びそ	<評価指標> ○産学連携体制の構築に向けた取組の実績 ○研究開発成果のわかりやすい普及及

(案)

		の活用が促進できているか。 ○知財マネジメント体制・産業化サポート体制の構築ができているか。	び活用促進に係る取組（プレス発表、シンポジウム、セミナー等）の実績 ○知財マネジメント体制・産業化サポート体制の構築、整備状況 <モニタリング指標> ○産業界、県内外の企業等との広域連携の状況 ○県内外の公的機関、大学、研究機関等の産官学連携部門との協議の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
3. 人材育成・確保に関する事項 (i) 人材育成		○大学院生等を対象とした人材の育成が適切に進められているか。 ○地域の未来を担う若者世代を対象とした人材の育成が適切に進められているか。 ○企業の専門人材等を対象とした人材育成が適切に進められているか。	<評価指標> ○機構の各研究テーマ等における大学院生等を対象とした人材育成の推進状況 ○機構の各研究テーマ等における地域の未来を担う若者世代を対象とした人材育成の推進状況 ○機構の各研究テーマ等における企業の専門人材等を対象とした人材育成の推進状況

(案)

			<モニタリング指標> ○機構の研究分野ごとの人材育成の取り組み状況 ○県内外の大学、高等専門学校、小中高校との広域連携の状況 ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の状況
(ii) 人材確保		○国内外の研究人材を確保できているか。 ○国内外の有力な大学や研究機関等との連携体制を構築できているか。	<評価指標> ○研究人材の雇用（クロスアポイントメント制度の活用、リサーチアシスタント制度の活用を含む）の状況 <モニタリング指標> ○研究人材の雇用（クロスアポイントメント制度の活用、リサーチアシスタント制度の活用を含む）に向けた取組の状況
その他関連する事項		○「基盤作りと存在感の提示」に資する取組が適切に進められているか。	<評価指標> ○研究人材の雇用（クロスアポイントメント制度の活用、リサーチアシスタント制度の活用を含む）に向けた取組の実績 ○大学、研究機関、教育機関、企業等との広域連携の実績

(案)

		○研究開発成果のわかりやすい普及及び活用促進に係る取組（プレス発表、シンポジウム、セミナー等）の実績（再掲） ○県内での活動や実証フィールド等の活用等の実績
--	--	--

注)「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。実際の運用にあたっては、評価項目に応じて適切な指標を柔軟に選択・設定するとともに、当初意図したものとは異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価する。なお、中期目標の分野横断的な取組に対する中期計画及び年度計画については、特定の活動に偏らない評価が可能となるよう、特に留意し作成すること。